

働き方改革

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

平成30年4月6日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案が国会へ提出されました。その中の一部「長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等」について、概要をご紹介します。

1.労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法)

・時間外労働の上限

【原則】 月45時間、年360時間

【臨時的な特別な事情がある場合】 年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定。

※医師：改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用し、具体的な上限時間等は今後決定(その他猶予・除外業務有)

- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。※
- ・使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、**5日について、毎年、時季を指定して**与えなければならない。
- ・高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。(高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化)
- ・労働者の健康確保措置の実効性を確保する観点から、労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならないこととする。(労働安全衛生法の改正)

2.勤務間インターバル制度の普及促進等(労働時間等設定改善法)

- ・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

3.産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法等)

- ・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

■施行期日

平成31年4月1日 (中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日)

※(1.の中小企業における割増賃金率の見直しは平成35年4月1日)

雇用保険手続の際のマイナンバー届出について

雇用保険の手続の際にマイナンバーが必要になると聞きましたが、実際の届出に記載が必要でしょうか。



①

◆マイナンバーの記載が必要な届出等

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齢雇用継続給付支給申請(初回)
- ④育児休業給付支給申請(初回)
- ⑤介護休業給付支給申請

※ハローワークにマイナンバー未届の方の転勤届、雇用継続交流採用終了届、③④の2回目以降については個人番号登録・変更届の添付が必要です。

②

マイナンバーを記載しないで届出した場合は手続してもらえないのでしょうか。まれにマイナンバーを提出拒否する従業員がいるのですが…。



③

平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出等にマイナンバーの記載・添付がない場合には、返戻されてしまいます。記載・添付の上、再提出することになります。仮に提供を拒否された場合には、ハローワークが一定の確認等をした上で受理することとしていますが、その場合でも法令上定められた届出期限内での届出が必要です。



④

マイナンバーを記載した届出書をハローワークに郵送するとすると郵便事故での情報漏洩が怖いのです。ハローワークでは何か対策をしているのでしょうか。



⑤

ハローワークでは郵送ではなく電子申請を推奨しています。やむを得ず郵送により処理を行う場合には書留等の記録付郵便により、返信用封筒(書留等の記録付郵便で送った場合の値段の切手を添付の上、宛名を記載)を同封することとされています。送る側も慎重に取り扱う必要があります。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ

「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者：社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者：岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: 2018.4.18
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG